# 長浜税務署からのお知らせ

# 個人課税部門(☎62-6 44

# 確定申告についてのご案内

# ◆マイナンバー の記載が必要です

には、「個人番号(マイナンバー)」の記平成28年分からの所得税等の確定申告 載が必要です。

書類の提示または写しの添付が必要で する際には、申告者ご本人の本人確認マイナンバーを記載した申告書を提出

# なりました 医療費控除は領収書の提出が不要と

提出が不要となりま 平成29年分の確定申告 した。 から、 領収書 0

費控除の明細書」 申告の際は、領収書の代わりに が必要です 「医療

る必要があります。 医療費の領収書は自宅で5年間保存す

※セルフメディケー る場合 をご覧ください す。制度の詳細は国税庁ホームペー税制の明細書」の添付が必要になり は、「セルフメディ ション税制を適用す ケ ーション ジ ŧ



作成コーナー い画面となっていますので、ぜひご利用しています。初めての人でも操作しやす年金所得者向けの申告書作成画面を用意 ください から申告書を作成することができます。 このコーナーでは、給与所得者または

用して提出できます。また、印刷して郵すれば、「e‐Tax(電子申告)」を利 カー 送等により提出することもできます。 詳しくは、 れば、「e-T ドとI Cカー 国税庁ホームページをご覧 ax(電子申告)」





# **神告書は自宅で作成できます**

:成コーナー」で、ご自宅のパソコン等国税庁ホームページの「確定申告書等

作成した確定申告書は、 (電子申告)」を利 マイナンバ





自動車のグリ

軽自動車税がグリ

ン化特例に

より軽減され

ま

す

ページをご覧ください。 
れ、平成30年度も行われます。 
れ、平成30年度も行われます。 
れ、平成30年度も行われます。 【対象車両】

の。以上の軽自動車で、次の基準を満たすもの間に新規検査(新車登録)を受けた三輪の間に新規検査(新車登録)を受けた三輪平成25年4月1日~平成30年3月31日

平成21年排出ガス10%低減) で成30年排出ガス10%低減) で成30年排出ガス基準達成または

### [乗用]

**[貨物]** 成32年度燃費基準値+30 %達成車

成27年度燃費基準值+35%達成車

成かつ 成かつ 選平成17年排出ガス基準値50%達 成かつ ③平成17年

【乗用】

[貨物] 成32年度燃費基準値+10%達成車

平成27年度燃費基準值+15%達成車

# ン化特例が延長さ

誾税務課(☎65−6508)

達		,~,	り 期 日		半 年 賀	
軽自動車 車種区分				グリーン化特例による軽課適用の 車両 税率(年額)		
				1	2	3
三輪のもの				1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上		乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	L	米川	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	上	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円



# 農振除外等の申出手続きを受け付けます

用計画)につ けます 長浜農業振興地域整備計画(農用地利 いて、 除外等の 申出を受け

けされず、

草刈り、荒起こし等の管理が 遊休農地(過去3年以上作付

○景観作物の作付(団体のみ対象)

4,000円/アール

【補助額(補助1年目)】

問農政課(☎65-6522)

市では、

遊休農地の活用を支援します

て再生・活用する持続的な取組に対し、

を図るため、地権者から農地を借り受け 行われていない農地)の解消と拡大防止

○獣害対策の緩衝帯となるような農地

の

3年間を上限に補助金を交付します。

窓口までご相談ください。

※このほか、

国県の交付金制度も利用で

きます。

詳しくは、

市ホ

ムページを

活用を検討する農業者(団体)は、

早めに

○主食用以外の水稲の作付

5,000円/ア

ル

現在、

申請を受け付けていますので、

○農作物(水稲を除く)、

花の作付

2,000円/アー 保全管理(団体のみ対象)

ル

7,000円/アール

い。

で必要書類を提出してくださけったうえで必要書類を提出してくださしている人は、必ず期限内に事前協議を農振変更を伴う土地の利用計画を検討

## ○受付区分

- ・農振除外申出(青地→白地)
- (白地→ ·青地)
- · 軽微変更申出( 合など) (農業用施設を建てる場

## 申出手続き

※自己所有地や「中山間地域等直接支払

組面積10ア

ル以上が

対象です。

## 【事前協議】

ごと事業)」の交付対象地は対象外で 交付金」「多面的機能支払交付金(まる

○農作物栽培に不向きな遊休農地で、

刈り等を行い景観作物を作付し、

農村 草

す

※相談・申請の

前に活動を開始された場

合は対象になりません

【補助対象となる活動】

平日8時30分~17時15分 15分~17時15分

### 受付期間]

月2日(月)~ 20日(金)

○遊休農地において草刈りや耕うん等を

草刈りし、獣害対策に貢献する活動

問合せ・申請先

農政課

〈本庁舎2階

ある遊休農地において、

年間2回以上

行い、農作物(主食用水稲は除く)また

は花を作付け

販売する活動

(**☎**82−5902) 北部振興局農林課 (**☎**65−6522) ○獣害対策の緩衝帯となるような立地に

風景を保全する活動

※事前協議の結果、要件を満たす見込み平日8時30分~17時15分 けます の添付書類が揃った申出書のみ受け付

※農業用施設用 (軽微変更)につ 地 いては、  $\wedge$ 0) 途区 随時 分 受け 0) 変更

け

👸 農政課(☎65 6522 ( )

ジからダウンロー 【申出書の様式等】 農政課にあります。 ドすることもできま また、 、市ホ へ

※制度の概要や除外要件など詳しくは ホ ムペ ジでご確認くださ

### 【その他】

- ・計画の変更は個人の申出であっても市それ以上かかる場合もあります)。 月程度かかります(内容によっては、付期間終了から農振除外まで概ね6か 計画の変更には県の同意が必要で、 受
- 結果、 全体の計画に関係するものであるた りません。また、 め、すべての申出が認められるとは限 農振除外できない場合がありま 関係機関との協議 0)

農政課〈本庁舎2階〉

(**☎**65−6522)